

第一章 村の機構

第一節 役場の機構と委員会

昭和二十一年十一月三日新憲法が公布され、当然のこととして旧体制下に施行されてきた市町村制は全面的に改正されることとなった。昭和二十二年四月十七日法律第六十七号をもって新「地方自治法」が公布された。その第一条は次のように宣言する。

第一条 この法律は、地方自治法の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

そして第二条では「自治体はその公共事務及び法律又はこれに基づく政令で定められた事務のほか、その区域内の国の事務に属さない一般行政事務一切」を取り扱うこととし二十二項目の事務を例示している（その具体的事項は第三節で示す）。これらの事務の頂点に立つのが村長である。地方自治法第四百七条の規定にあるとおり、村長は鳴沢村を代表してその行政全般を統轄するとともに法律政令により委託された国・県などの事務を取り扱うこととなっている。また村長の職務の補助機関として助役一名が置かれることとなっている。一般職員は村長の職務を分掌する機関として位置づけられ、これが室・課を構成する。村の会計全般を取り扱う独立機関として別に収入役室が置かれてい

る。地方自治法施行後の村の三役は別表(1)のとおりである。

行政委員会

地方自治法に設置が義務づけられている委員会は、本村においては次のとおりである。

教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員会 農業委員会 固定資産評価審査委員会(別表二参照)

これらの委員会はそれぞれ特定の任務を持つ機関で法制上独立した権限機能を付与されている。それは首長が執行する行政の民主的公平を考量して第三者的立場において目的が達成されるよう配慮された制度と言える(右の内、教育委員会については第八編第一章五節、選挙管理委員会については本編第四章三節、農業委員会については第六編第四章二節・固定資産評価審査委員会については本編第二章二節の記載と重複するので省略)。

公平委員会

委員三名をもって構成される。その任務は職員の勤務条件に関する措置の要求、および職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講ずることとされている。任期は四年である。歴代公平委員は別表(四)のとおりである。

監査委員会

委員二名をもって構成される。委員は村長が議会の同意を得て財務、事業管理に知識経験を有する住民から一名、議会議員の内から推薦された一名を選任する。地方自治法による任期は知識経験者は四年、議員の場合はその任期中である。監査委員は役場の財務に関する事務の執行と、村の経営する事業の管理状況を監査するものであるが、定例監査を毎年十月、例月検査は毎月十日に行うことになっている。歴代の委員は別表(五)のとおりである。

その他の委員会・審議会

本村では前記の行政委員会のほかに現在八つの委員会、審議会(別表三)を持つ。行政の複雑化にともない既存の機構

- 六、不動産ノ管理処分及取得ニ関スル事
 - 七、基本財産及積立金穀等ノ設置管理及処分ニ関スル事
 - 八、歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担ヲ為シ及權利ノ拋棄ヲ為ス事
 - 九、財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
 - 十、町村吏員ノ身元保証ニ関スル事
 - 十一、町村ニ係ル訴訟及和解ニ関スル事
- ① 地方自治法第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
- 一、条例を設け又は改廃すること。
 - 二、予算を定めること。
 - 三、決算を認定すること。
 - 四、法律又はこれに基づく政令に規定するものを除く外、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に關すること。
 - 五、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - 六、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - 七、財産を信託すること。
 - 八、前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - 九、負担付きの寄附又は贈与を受けること。
 - 十、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、權利を放棄すること。
 - 十一、条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - 十二、普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に關すること。



村議会風景

十三、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四、普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五、その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項。

② 前項に定めるものを除く外、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に關する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

地方自治法では前記のように議会の議決すべき事件を列挙して一章を設け議決機関としてその権能を明らかにしている。

鳴沢村議会は定教十六名の議員をもって構成されている。

議会は定例会、臨時会、常任委員会を主軸とする会議により運営される。年四回と定められた定例会、必要のつど開かれる臨時会は村長が招集する。別に議会独自の問題で議長が招集する協議会がある。常任委員会は原則として委員長が招集する。

議長は議会を代表するとともに会議を主宰する。代理機関として副議長を置くがともに議員の選挙によって決める建前である。常任委員長はそれぞれの常任委員の中から選任することとなっている。

議会に付議される案件は村長から提案されるものと、議員から提案されるものと二通りある。

常任委員会は議会審議をそれぞれ専門的視野から討議し、スムーズな運営をはかるために設けられたもので、次のとおり構成される。

一、総務常任委員会 六人



役場事務風景

他の規程に基く当該普通地方公共団体及び国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」

このように示された役場事務の内容を運営面の実態から分析すると、自治体固有の事務と、国、県から法律・命令等により委託された事務と二つに分けられる。近代社会の高度発展にともない国、県等にかかる委託事務が増大するとともに複雑化し、ために自治体固有の事務が圧迫され、過重な経済的負担が強いられている事実も否定できない。

本村における役場事務の内容は次のとおり分類される。

企画室

一、村政の総合的調査及び研究に関すること。

二、村政振興の企画に関すること。

三、総合開発計画及びその他の事業の総合的企画に関すること。

四、事務処理合理化に関すること。

五、指定統計及びその他の統計に関すること。

六、広報に関すること。

七、交通安全に関すること。

八、無線局の管理に関すること。

出納室

収入役の権限に属する次の事務を処理する。

- 一、現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む）の出納及び保管に関すること。
- 二、小切手の振り出しに関すること。
- 三、有価証券（公有財産または基金に属するものを含む）の出納及び保管に関すること。
- 四、物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く）に関すること。
- 五、現金及び財産の記録管理に関すること。
- 六、支出負担行為の確認に関すること。
- 七、決算の調整に関すること。

総務課

総務係

- 一、秘書に関すること。
- 二、儀礼に関すること。
- 三、表彰及びほう賞に関すること。
- 四、公文書の收受及び発送に関すること。
- 五、公印の管守に関すること。
- 六、条例、規則、規程等の審査及び公告式に関すること。

- 七、文書編さん保存及び未完結文書の調査に關すること。
- 八、例規集の編さんに關すること。
- 九、公報に關すること。
- 十、職員の任免、進退、賞罰、服務及び身分に關すること。
- 十一、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に關すること。
- 十二、職員の研修及び勤務成績の評定に關すること。
- 十三、職員の衛生管理及び福利厚生に關すること。
- 十四、公務災害補償、市町村職員共済組合及び町村総合事務組合に關すること。
- 十五、職員団体に關すること。
- 十六、議会、選挙管理委員会及び公平委員会に關すること。
- 十七、事務改善に關すること。
- 十八、境界変更、廢置分合、及び字名の設定、変更に關すること。
- 十九、当直に關すること。
- 二十、庁内取締及び庁舎の管理に關すること。
- 二十一、消防防災に關すること。
- 二十二、無線局の管理に關すること。
- 二十三、他の課及び総務課の他の係の所掌に屬さないこと。

財政係

- 一、村財政計画に関すること。
- 二、歳入歳出予算の編成及び経理に関すること。
- 三、地方交付税に関すること。
- 四、起債に関すること。
- 五、村有財産に関すること。

税務係

- 一、法定普通税及び入湯税の賦課に関すること。
- 二、法定普通税の課税台帳の調整及び保管に関すること。
- 三、納税証明に関すること。
- 四、納税組合の育成に関すること。
- 五、固定資産の評価に関すること。
- 六、固定資産税台帳並びに土地及び家屋名寄帳に関すること。
- 七、村税及びそれにかかる付帯金徴収に関すること。
- 八、村税の滞納処分に関すること。

民生課

住民係

- 一、戸籍に関すること。
- 二、住民基本台帳に関すること。

- 三、外国人登録に関すること。
 - 四、印鑑登録に関すること。
 - 五、埋火葬許可に関すること。
 - 六、国民年金に関すること。
 - 七、妊娠届の受理並びに母子手帳の発行に関すること。
 - 八、予防接種台帳の管理に関すること。
 - 九、各種証明に関すること。
 - 十、無線局の管理に関すること。
- 厚生係
- 一、生活保護に関すること。
 - 二、児童福祉に関すること。
 - 三、災害救助に関すること。
 - 四、社会福祉事業に関すること。
 - 五、民生委員及び児童委員に関すること。
 - 六、身体障害者に関すること。
 - 七、母子家庭に関すること。
 - 八、青少年対策に関すること。
 - 九、自衛官募集に関すること。

- 十、国民健康保険に関すること。
 - 十一、公衆衛生、伝染病予防に関すること。
 - 十二、妊産婦及び乳幼児保健指導に関すること。
 - 十三、行旅病人、同死亡人、変死人に関すること。
 - 十四、墓地に関すること。
 - 十五、墓地納骨堂または火葬場の経営の許可に関すること。
 - 十六、畜犬登録、鑑札の交付及び狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
 - 十七、動物の死体処理に関すること。
 - 十八、衛生施設の管理及び取締りに関すること。
 - 十九、他の係に属さない事務に関すること。
- 振興課
- 産業係
- 一、農林業の指導奨励に関すること。
 - 二、農林関係諸団体の指導連絡に関すること。
 - 三、生活改善指導に関すること。
 - 四、土地改良に関すること。
 - 五、家畜の伝染病予防に関すること。
 - 六、病虫害防除対策に関すること。

- 七、農業共済に関すること。
- 八、農業委員会に関すること。
- 九、商工団体の指導及び連絡に関すること。
- 十、観光に関すること。
- 十一、鳥獣の保護に関すること。
- 十二、無線局の管理に関すること。
- 十三、他の係の所管に属しないこと。

建設係

- 一、村建設計画の立案に関すること。
- 二、道路、橋、河川に関すること。
- 三、災害防止及び復旧に関すること。
- 四、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の施行に関すること。

水道課

水道係

- 一、簡易水道に関すること。
- 二、無線局の管理に関すること。

以上の役場事務に従事する職員の定数は条例で次のとおり定められている。（昭和五六、五一―一五最終改正）

- 一、村長の事務部局の職員（地方公営企業法第十五条に規定する職員及び消防組織法第十一条第一項に規定する消防吏員を

第一章 村の機構

- 除く)
- 事務吏員 十九人
 - 技術吏員 八人
 - その他の職員 四人
 - 計 三十一人
- 二、議会の事務部局の職員
- 事務局長 一人
 - 書記 二人
 - 計 三人
- 三、教育委員会の事務部局の職員
- 事務吏員 四人
 - その他の職員 二人
 - 計 六人
- 四、選挙管理委員会の事務部局の職員
- 書記 二人
- 五、監査委員の事務部局の職員
- 書記 二人
- 六、公平委員会の事務部局の職員
- 事務職員 二人
- 七、農業委員会の事務部局の職員
- 農地主事 二人
- 八、教育委員会の所管に属する学校の職員 三人

昭和六十二年一月一日現在の職員の配置構成は別表のとおりである。

鳴沢村役場職員（昭和六二一一一現在）

保健婦 （県派遣）	福社係	国保係	年金兼 衛生係	録生係	住民登 録係	課長 民生課	用務員	主事補	主事	係長	主事	係長	課長 財務係	課長 総務課	収入役	助役	村長
伊丹幸子	佐藤政中	渡辺英明	小林真弓	渡辺正子	渡辺民雄	熊谷かつえ	三浦寿得	渡辺一博	今井俊朗	渡辺安司	渡辺利徳	渡辺栄	渡辺啓徳	渡辺覚	渡辺美知	小林美知	
ンター イセ	公民館	社会教 育	教育長 （兼）	教育長	教育委員 会	水道課 課長（兼）	企画係	室長	企画係	林務係	農政係	土木兼 土工係	土木係	課長 振興課			
主事	係長	係長	係長（兼）	係長	主事	主事	主査	三浦忍	三浦忍	渡辺千秋	渡辺重夫	渡辺伸一	小林芳雄	佐藤頼男			
佐藤博水	渡辺照子	伊賀上明教	小佐野文男	伊賀上明教	佐藤秀樹	三浦寛	三浦忍	梶原岩男	三浦忍	渡辺千秋	渡辺重夫	渡辺伸一	小林芳雄	佐藤頼男			
書記（兼）	書記長（兼）	選挙管理委員会	局長（兼）	局長（兼）	農業委員会事務局	議事事務局 局長（兼）	局長（兼）	局長（兼）	局長（兼）	局長（兼）	局長（兼）	局長（兼）	局長（兼）	局長（兼）	局長（兼）	局長（兼）	局長（兼）
渡辺利徳	渡辺栄	渡辺重夫	佐藤頼男	渡辺利徳	三浦忍	桑原京子	佐藤美保子	渡辺しげ子	渡辺明子	小林憲子	渡辺えつ子	渡辺富美子	渡辺春子	小林輝美			

第四節 一部事務組合

地方自治法第二百八十四条では、市町村は相互の協議により関連する事務を共同処理するため知事の許可を得て一部事務組合を設立することができる。この組合の権能はその目的とする共同処理する事務の範囲に限定されるが、内部組織としては普通市町村と同様、議決機関と執行機関を備え運営されているのである。本村が加入している一部事務組合は次のとおりである。

名 称	共同処理する事務	組 織 市 町 村
富士北麓広域市町村圏協議会 (昭和四四・一〇・一施行)	一、広域市町村計画策定に関する事務 二、計画実施の連絡調整に関する事務	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村及び上九一色村
山梨県町村会議員公務災害補償組合 (昭和四三・一二・五施行)	組合町村の議会の議員の公務災害補償に関する事務	山梨県内全町村
山梨県町村総合事務組合 (昭和五一・七・一県指令)	一、常勤の職員(市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を	山梨県内の全町村、東山梨消防組合、東八消防組合、峡南消防

<p>鳴沢村ほか一町二か村恩賜県有</p>	<p>除く。に対する退職手当の支給 二、次に掲げる災害に対する補償 イ、消防組織法第十五条の七第一項に規定する非常勤消防団員の公務上の災害、ロ、消防法第三十六条の二第一項に規定する消防に協力援助した者の災害、ハ、水防法第六条の二第一項に規定する水防団長及び水防団員の公務上の災害、ニ、水防法第三十四条に規定する水防に従事した者の災害、ホ、災害対策基本法第八十四条第一項に規定する応急措置に従事した者の災害 三、消防職員及び消防団員の賞しゅつ金の支給 四、消防組織法第十五条の八に規定する非常勤消防団員の退職報償金の支給 五、住民の交通災害共済事業</p>
<p>恩賜林の保護に関する事務</p>	<p>組合、峡西消防組合、峡北地区消防組合、富士五湖消防組合、黒駒山恩賜県有財産保護組合、城山外一字恩賜県有財産保護組合、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、鳴沢村外一町二ヶ村恩賜県有財産保護組合、河口湖南水道企業団、</p>
<p>鳴沢村、足和田村（旧大嵐村）勝山村、河</p>	<p>鳴沢村、足和田村（旧大嵐村）勝山村、河</p>

第一章 村の機構

<p>財産保護組合 (昭和三六・七・七改正)</p>		<p>口湖町(旧小立村、舟津村)</p>
<p>富士吉田市外一市二町七カ村一組合指導主事共同設置 (昭和三六・九・三〇施行)</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十九条に基づく指導主事の事務</p>	<p>富士吉田市、都留市、河口湖町、西桂町、忍野村、中野村、足和田村、鳴沢村、勝山村、秋山村、道志村、河口湖南中学校組合</p>
<p>富士五湖消防組合</p>	<p>消防に関する事務 (ただし消防団に関する事務、消防水利施設の設置、維持管理に関する事務を除く)</p>	<p>富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村、上九一色村</p>
<p>河口湖南中学校組合 (昭和四九・三・施行)</p>	<p>中学校の設置、管理運営</p>	<p>河口湖町、鳴沢村、足和田村</p>
<p>河口湖町外四カ村共同伝染病隔離病舎組合</p>	<p>一、伝染病舎の設置及び廃止に関すること 二、伝染病舎の運営管理に関すること。 三、伝染病舎の予算編成及び決算の認定並びに執行に関すること 四、その他必要と認めること</p>	<p>河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村、上九一色村(精進、本栖)</p>

<p>青木ヶ原衛生センター (昭和四五・六・三施行)</p>	<p>し尿処理場、ごみ処理場、及びこれに関連する施設の建設、維持管理、運営に関する事務</p>	<p>河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村、上九一色村</p>
<p>青木が原ごみ処理組合 (昭和四八・三・一〇許可)</p>	<p>ごみ処理場及びこれに関連する施設の建設、維持管理、運営に関する事務</p>	<p>勝山村、足和田村、鳴沢村、上九一色村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村、豊富村</p>

(岡 達 男)